

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

| | | |
|---|----------------------|---|
| 1 | 政策評価の対象とした租税特別措置等の名称 | ふるさと投資（地域活性化小口投資）促進税制 （国 1 2）（所得税） （地 6）（個人住民税） <div style="text-align: right;">〔新設・延長・拡充〕</div> |
| 2 | 要望の内容 | <p>地域再生法に則り、内閣総理大臣の認定を受けた地域再生計画に基き、「日本再生戦略」に掲げるグリーン、ライフ、農林漁業分野に係る地域再生事業を行う事業者であって、当該地域再生計画を作成した地方公共団体が一定要件に該当するものとして確認を行ったものに対して、個人が匿名組合出資を行った場合、所得控除（寄附金控除）の規定を適用する税制上の特措置を創設する（所得税及び個人住民税（所得割））。</p> <p>また、投資に損失が出たときは、その年の株式譲渡益と通算できるものとするとともに、通算しきれなかった損出について、翌年以降3年間にわたって、繰越し控除できるものとする（所得税及び個人住民税（所得割））。</p> <p>所得控除（寄附金控除の規定を適用） （投資額－2,000円）をその年の総所得額等から控除 ※投資額の上限は、総所得金額×40%と1,000万円のいずれか低い方 損益通算 投資に損出が生じた場合、その年の株式譲渡益と通算できるものとするとともに、通算しきれなかった損出について、翌年以降3年間にわたって、順次株式譲渡益と通算</p> |
| 3 | 担当部局 | 内閣府地域活性化推進室・内閣官房地域活性化統合事務局 |
| 4 | 評価実施時期 | 平成24年8月 |
| 5 | 租税特別措置等の創設年度及び改正経緯 | 新規 |
| 6 | 適用又は延長期間 | 2013年から2015年まで |
| 7 | 必要性等 | <p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 家計の志を活かした新たな資金の流れを形成し、地域の活性化を図る。</p> <hr/> <p>《政策目的の根拠》 「地域再生基本方針」（平成17年4月22日閣議決定、平成24年4月27日一部変更）において、医療、福祉、リサイクル、新エネルギー、地場産業支援のための試験研究、商品開発、販路拡大の促進といった政策的意義が高いものの、収益性の観点から民間事業者の積極的参入が期待できない事業分野について、地域再生に資する経済的社会的効果の高いものとして、民間からの投資を促進するための誘導措置を講ずるとされている。</p> <p>また、「成長ファイナンス推進会議」（平成24年2月15日官房長官決裁）取りまとめ（同年7月9日）において、各地の伝統産業やソーシャ</p> |

| | | |
|--|---------------------|---|
| | | <p>ルビジネス等を対象にした投資ファンドの組成を後押しするために、ファンド事業に対して、総合特区制度等既存の制度を活用した税制等の支援措置等を講ずるとされている。</p> <p>さらに、「成長ファイナンス推進会議」取りまとめを柱の一つとして反映させた日本再生戦略（平成 24 年 7 月 31 日閣議決定）においては、家計の志をいかした新たな資金の流れの形成に向け、官民連携によるふるさと投資（地域活性化小口投資）プラットフォームを創設し、各地の伝統産業やソーシャルビジネス、若者や女性による企業等の支援を対象にした投資ファンドの組成を後押しするとされているほか、地域の活性化等に結びつき、その速やかな実施が特に求められるグリーン、ライフ、農林漁業の 3 分野と、中小企業を加えた日本再生プロジェクトを優先するとされている。</p> <p>これらを踏まえると、こうした民間事業に対して、家計の志をいかした新たな資金の流れを形成し、事業の円滑な実施を通じて地域の活性化を図るため、税制上の特例措置によるインセンティブ付与が必要である。</p> |
| | ② 政策体系における政策目的の位置付け | <p>【政策】 5. 地域活性化の推進</p> <p>【施策】 ③地域再生計画の認定</p> |
| | ③ 達成目標及び測定指標 | <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>本特例措置により、グリーン、ライフ、農林漁業分野における地域再生を担う事業者に対する個人の投資が促進されて事業者の幅広い資金調達が可能となり、家計の志をいかした新しい資金の流れの形成に寄与するとともに、事業の円滑な実施を通じた地域の活性化が可能となる。</p> <p>→ふるさと投資の総額</p> <p>目標値：2015年末 50億円</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>ふるさと投資の総額</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本特例措置により、ふるさと投資は、株式等と同等の税制優遇を受けることが可能となり、個人の地域再生事業者に対する投資を促進し、当該事業者の円滑化を通じて地域の特色ある地域再生を推進することができる。</p> |
| | 8 有効性等 | ① 適用数等 |

| | | | |
|---|-----|----------------------|---|
| | | ② 減収額 | <p><国税></p> <p>平成25年度 162百万円 平成26年度 162百万円 平成27年度 162百万円</p> <p><地方税></p> <p>平成25年度 162百万円 平成26年度 162百万円 平成27年度 162百万円</p> |
| | | ③ 効果・達成目標の実現状況 | <p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成25年度～27年度)</p> <p>地域再生事業者に対する投資は、金融機関による間接金融が中心であるが預貸率の低下、預金の増加に伴う金融機関の国債保有の増加など、必ずしもリスクマネーの供給が十分になされているとはいえない状況である。</p> <p>本特別措置により、家計の志を活かした個人の金融資産が地域再生事業者の下に投資の形で活用され、当該事業者の事業の円滑化を通じて地域の特色ある地域再生を推進することができるようになり、政策目標の達成に寄与するものといえる。</p> <p>-----</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成25年度～27年度)</p> <p>本特例措置により、家計の志を活かした個人による地域再生事業者に対する投資が促進され、当該事業者の事業の円滑化を通じて地域の特色のある地域再生を推進することが見込まれる。</p> <p>-----</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成25年度～27年度)</p> <p>本特別措置が創設されなければ、地域再生事業者は資金支援を幅広く集めることは難しく、政策目的の達成は困難である。</p> <p>-----</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成25年度～27年度)</p> <p>個人の地域再生事業者に対する投資が促進され、より多くの民間資金を元手として地域再生に不可欠な事業が円滑に遂行されることで、地域の特色ある地域再生の推進につながり、急激な人口減少・高齢化時代において歳出増加傾向にある行政コストの削減等につながる。</p> |
| 9 | 相当性 | ① 租税特別措置等によるべき妥当性等 | <p>地域再生は、自治体が住民や地域の民間企業等との協力の下に、自主性と創意工夫を活かすことが重要であり、国の支援策としては、地域の自主性と創意工夫を尊重した上で民間の力をうまく引き出すための政策が重要であり、当該施策のツールとしては、地域再生事業に対する民間投資にインセンティブを付与するための税制上の特例措置が有効である。</p> |
| | | ② 他の支援措置や義務付け等との役割分担 | <p>他の支援措置なし</p> |

| | | | |
|----|------------------------|-------------------------------|------------------------------------|
| | | ③: 地方公共 団体が協 力する相 当性 | 地域再生計画は、地域の再生を図るための計画を国が認定するものである。 |
| 10 | 有識者の見解 | | — |
| 11 | 前回の事前評価又は事 後評価の実施時期 | | — |